

メキシコ社会の変容とサリーナス政権の政治改革

著者	村上 勇介
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	8
号	4
ページ	2-9
発行年	1991-12-20
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00006498

メキシコ社会の変容と

サリーナス政権の政治改革

村上 勇介

はじめに

「支配的一党制の時代は終焉した」。与党・制度革命党PRIのC・サリーナス候補(現大統領)は1988年の大統領選挙投票日の翌日こう語った。30年代以降最低でも70%を記録していたPRIの得票率が88年大統領選で50%に落ち込んだことは、PRIの、ひいては今世紀初頭の革命を経て成立したメキシコの権威主義体制*1(後述)の凋落を具体的な数字で示したと言えよう。

この凋落を受けて成立したサリーナス政権は改革を通してメキシコの「現代化」(modernización)を図ることを政策目標として掲げた*2。サリーナスは「現代化」の柱として、民主主義の拡大、自由主義的政策による経済の安定化と輸出振興を通じての成長の回復、国民生活の向上の3点をあげている。もっともサリーナスはこの「現代化」政策を政治・経済両面で同じ度合いで進めようとしておらず、経済改革に優先順位を置いている。メキシコ大統領は「非常に重要な経済改革が導入されている時はそれに関する政治的合意が保証されていないから」として、「もし同時に急激な政治改革が導入されれば何の改革もなされないことになる」ので、政治改革は「徐々にだが着実であるべき」だと考えている(La Jornada, 1989年7月3日, 1991年1月9日)。

本稿はサリーナスが「現代化」の目標の一つとして掲げる政治改革を考察するささやかな試みで

ある。まずなぜ「支配的一党制の時代」が「終焉」したのか、その原因を簡単に考察する。続いてこの「終焉」を受けて成立したサリーナス政権が主張する「民主主義の拡大」とは何を意味するのか、具体的には従来の権威主義体制を脱して民主主義体制(後述)をもたらそうと意図しているのかを考える。最後に今年8月の中間選挙までに最も重要な政治課題となった選挙関連法規の改正とPRI改革の問題を取り上げて、サリーナス政権の政治改革に対する姿勢を事例において検討する。

具体的検討に入る前に本稿で使う幾つかの概念について述べておく必要がある*3。

まず「民主主義体制」とは一般に、個人や自発的結社の政治的自由や参加が実質的に保証されている体制であり、「権威主義体制」は個人や自発的結社の政治的自由や参加が実質的に制限され、少数集団が上から政治決定を行ない、その政治的責任を個人や自発的結社から追及されることもない体制である。「民主化」とは、したがって、かかる権威主義体制を脱しつつ政治的自由や参加を保証するルール・規範が醸成・共有されてゆく経過をさす。「民主化」は、メキシコでしばしばなされてきたような、政治過程をより開放的・競争的にはするが政府からの統制を基本的に維持して権威主義体制の大枠を崩さない「自由化」とは質的に区別される概念である*4。

* 1 Purcell, S. K., *The Making of Profit-sharing Decision: Politics in an Authoritarian Regime*, Berkeley, The University of

California Press, 1975年, 「序章」。

- * 2 Poder Ejecutivo Nacional, *Plan Nacional de Desarrollo 1989-1994*, México, D. F., Secretaría de Programación y Presupuesto, 1989年。
- * 3 本稿の民主主義および権威主義の定義は、J・リンズの古典的研究、およびM・ウェーバーがドイツのある将軍との対話の中で使用した民主主義の定義に基づいている。
- * 4 Cornelius, W. A., "Political Liberalization in an Authoritarian Regime : Mexico, 1976-1985," Gentleman, J. 編, *Mexican Politics in Transition*, Boulder, Westview, 1987年, 15~16ページ。

1 メキシコ社会の変容

現体制凋落の原因を検討する視点はさまざまあるだろうが、本稿は、1940年代以降政府がとった開発政策で社会が変容し、その変容した社会が40年代までに成立し現在まで続いている権威主義体制と抵触を起こしている*5。別の言葉を使えば、40年代以降政府が推進した開発政策により、人口・資本・情報に関わる「社会生態系」(K・ボールディング)に累積的变化が生じてその均衡を破壊した結果、権威主義的な「政治制度」(承認・共有された政治に関するルール・規範の総体)*6が融解している、と捉えておく。以下において簡単にこの点を説明する*7。

第1に、公衆衛生や医療技術の普及で増大した過剰人口は、農村社会では吸収されず、工業化政策の推進とともに魅力を増した都市へ多くの人口が移動したことである。これに伴い形成された都市スラムでは、上下水道・電気等のサービスや土地所有権付与といった利益分配策で当初は体制支持者が多かった。だが1970年代以降の経済不安定化・危機は、従来の土地・家屋等から定職や社会的上昇の手段(教育等)へと要求を高めていたスラム住民の期待を裏切った。また、世代の点では、革命を経験していない世代が60年代後半に人口の半数を超えた。この革命を知らない世代(特に都市

住民)は、一定の教育の普及を通じて民主主義的価値観(特に政治参加の主張)を身につけ、民主化運動の担い手となる能力を有するに至った。一方、1980年から2000年の間に毎年約100万人の若者が労働市場に入ってくるが、この参入は年率2.5%の経済成長でも吸収できないと言われており(7%の成長が必要との研究もある)、この新規参入者をどのように受け入れていくのか、大きな問題となっている。

第2に、経済の不安定化や危機から、体制の支柱であった農民・労働者・中間層に意識変化が生じたことである。まず農民は、工業化中心の開発と農地改革の停滞、輸出向け資本集約的農業の拡大と伝統的自給農業の停滞から、雇用機会を次第に失い、農民と政府の間に立って前者を統制してきた地方の名望家やボスへの不満を募らせた。次に、1960年代まで実質賃金の着実な上昇と社会的サービスの拡大に多かれ少なかれ恵まれた組織労働者は、70年代以降、インフレ、実質賃金の低下、福祉の後退等を被り、労働者を統制してきた労働組合幹部に対して批判的態度をとるようになった。また経済成長とともに成長した専門職業者・官僚・中小の商工業者等の都市中間層は、経済危機により社会的地位上昇への期待を裏切られ、非効率や腐敗・浪費、政治参加の制限等の点で政府への批判を強めた。他方、非公式に政府と同盟関係にあった企業家の中にも、政府が時々だが劇的にとる人民主義的政策(土地接収や銀行国有化)に反発して、裏交渉では満足せず公然と権力を争う勢力が70年代後半以降現われてくる。そして巨大な対外債務は、以上のさまざまな社会勢力にその負担分配の問題を突きつけたのであった。

さらに第3として情報空間の拡大がある。交通手段やマス・メディアの発達人は人・物・情報の移動を容易にしてメキシコを狭くする一方、情報空間を海外にまで拡大する。特にテレビの普及は、海外や都市の生活様式、新たな価値観を伝達して期待を上昇させるとともに、国内の政治・社会現象や問題を目に見える形で家庭に持ち込む。1940

年代以降拡大し続けている階層間格差を可視的にし、また、一地方の不正選挙や政治暴力等の政治問題は全国的に知られて、政治が全国化する。同時に地方にも国政レベルの争点が浸透する。

以上、1980年代の経済危機を直接的契機として、国民の間に経済成長の達成と個別利益の充足を効率よく行なう主体として、権威主義的な現体制を正統とみなす意識が薄れ、従来は政府や与党に付属して要求の実現を図っていた組織がより独立的となる一方で、現体制に幻滅したり疎外されたりしている人々の間で、地域の要求や生存の必要性から自発的結社を作る動きが活発となったのである*8。

* 5 Aguilar Camín, H., *Después del milagro : un ensayo sobre la transición mexicana*, México, D. F., Cal y Arena, 1988年 ; Cornelius, W. A. 他編, *Mexico's Alternative Political Futures*, San Diego, Center for U. S.-Mexican Studies, 1989年, 第1章。

* 6 Purcell, S. K. and J. F. H. Purcell, "State and Society in Mexico : Must a Stable Policy be Institutionalized?" *World Politics*, 第32巻第2号, 1980年, 198~213ページ。

* 7 より詳しくは, Aguilar, 前掲書, 各章参照。

* 8 同上書 123, 263~271ページ。

2 「民主主義の拡大」の意味

このような状況下に成立したサリーナス政権の唱える「民主主義の拡大」とは何を意味するのか。この「民主主義の拡大」とは前述の「民主化」と同一なのか。

サリーナスはこの点を必ずしも明確に述べていない。以下では彼が労働組合と政府との間の関係に関して述べた発言を基に一つの仮説を設定してみたい。サリーナス大統領は「現代的な」労働組合の要件として、(1)組合員を代表する運動、(2)対決姿勢の放棄、(3)労使協調、(4)国家との同盟関係の維持、(5)組合の独立性の尊重、(6)労使協定の達成、(7)生産性向上に対する労働側の理解と協力を挙げた (*La Jornada*, 1990年5月2日)。これを整

理すると、ある組合が内部で従来より開放的・競争的になる (たとえばその長を内部選挙で選出する) ことは認める ((1), (5)) が、政府との関係では政府の決める政策に従い ((2), (7)), その枠を外れるべきではない ((4)) ということになる。つまり「民主主義の拡大」とは、サリーナスが地方選挙で野党の勝利をある程度認めたこと*9と考え合わせると、下位組織内部や地方レベルでは従来より競争性が認められるが、政治体制全体としては政府の統制が基本的に維持されることを意味していると考えられる。

つまりサリーナスは「民主化」ではなく権威主義体制の枠内で「自由化」を進めようとしていることになる。次にこの点を二つの事例で検討してみる。

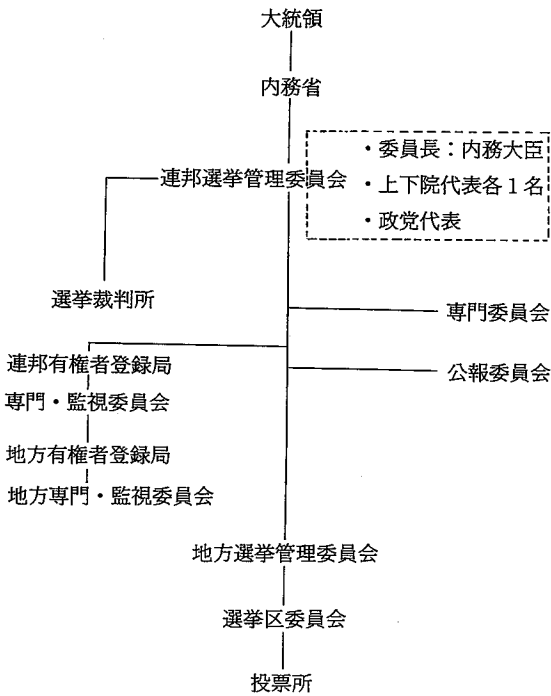
* 9 1989年7月には40年代以降初めて野党(国民行動党, PAN)の州知事の誕生を認めさせた。また、同年12月には先の大統領選でサリーナスを相手に善戦したカルデナス(元大統領の子息)が作った民主革命党(PRD)の基盤州の選挙で、その勢力伸長を許した。

3 選挙制度改革

サリーナスの就任演説を受けて選挙改革が始動するのは、1989年に入って下院と連邦選挙管理委員会で選挙制度改革に関する公聴会が開始されるからである。この公聴会に関してPRIの下院議員団長は、選挙制度改革は行政府のイニシアティブでなされるのであり、公聴会は単に意見を聞くだけだと発言したが (*La Jornada*, 1989年1月27日)、この言葉が最終的には選挙改革の結果を暗示するものとなった。法制上憲法で選挙に関する比較的细节かい規定があり、これに基づいて選挙法が制定されているために、まず憲法、続いて選挙法の順番で改正がなされた。

従来の選挙制度の最大の特徴は、政府・与党が全選挙過程に介入できることである。たとえば各政党の代表がメンバーとなる連邦選挙管理委員会には、その構成メンバーの配分が与党に有利になっ

第1図 1989年改正前の選挙機関



(出所) Alemán, R., "Crónica de una reforma,"
La Jornada 紙, 6周年記念特集号(1990年9月26日号付録), 8ページ。

ている。また、同委員会議長は内務大臣が務めることになっており、全体として選挙機関は行政府に從属している(第1図参照)。選挙機関が政府・与党から独立していないために、有権者登録名簿(メキシコは自動的登録制ではなく自己申告による自発的登録制)の改ざん、二重投票、書き込み済み票の追加、投票箱の強奪や交換等、ありとあらゆる手段を駆使して与党に有利な結果をもたらすことができる。また、最終結果は集計完了の段階で自動的に決定されるものではなく、各選挙区発行の証明書を買った将来の議員が集まって自己評価して出す仕組みになっている(憲法第60条)。投票日から最終結果が決定する数日間でも集計結果の操作が試みられる。この政府・与党の選挙過程への介入の可能性を排除する制度ができるか否か、与党と野党との間で政権交代が生ずる可能性を保証する選挙制度を確立できるか否か(実際に政権交代が起

るか否かは別として)が、メキシコの脱権威主義化をはかる重要なメルクマールの一つとなる。

憲法改正に関する提案で主要3党(PRI, PAN, PRD)が共通に重視したことは、選挙機関の政府への從属と議席配分方法をめぐる問題であった(*La Jornada*, 1989年8月26~29日)。まずPRIは、政府が選挙過程に関与してその最終的責任を負う点は譲れないと主張するとともに、下院の比例代表制による200議席の配分方法で与党と野党の差別をなくすことを求めた。元来この比例代表制は、野党に議席を与えてメキシコの政治体制に民主的外観を持たせるために1970年代に取り入れられたものである。小選挙区制による300議席の選挙で、全500議席の過半数(251議席)以上を獲得した政党(これまでのところPRIのみ該当)は、他党と比べて不利な条件で比例代表制による議席配分を受けなければならないことになっている(憲法第54条)。PRIの得票率が高い頃は問題はなかったが、それが大幅に低下した88年選挙では、この野党に有利な比例代表制のために、与野党伯仲状態が生まれたのである。

これに対してPANは、選挙機関を現在よりも政府から独立的なものにすることを重視していた。有権者登録簿の見直しから選挙結果の自己評価制廃止に至るまで全体にわたる改革を要求した。これに比べて議席配分方法の改定はあまり重要視していなかった。一方、PRDは前述の二つの点を同程度重視していた。まず、当初PRDは政府介入の完全排除を求め、後にこの提案を幾分弱めて現行制度よりもっと独立的な選挙機関に改革するよう提案した。同時に比例代表制を下院で拡大することと、上院へ導入することを強く主張した。

数カ月にもわたる交渉の後、PRIと、要求の段階的実現を掲げるPANの大部分の議員との間の妥協から生まれた憲法改正の要点は次の2点である(*La Jornada*, 1989年10月18~21日)。第1は「過剰代表条項」(la cláusula de sobrerrepresentación)の存在である。下院の議席配分を同一条件にするとのPRI提案は受け入れられなかったが、過半数を割った

第1党が35%以上を得票した場合、その第1党は自動的に下院全議席の過半数を得ると同時に、35%を超えた分は比例代表制による議席から1%につき2議席ずつ割り当てられることになった。たとえば得票率40%の場合は、 $251 + 2 \times (40 - 35) = 261$ 議席となる。これは改正前に存在した「統治能力条項」(la cláusula de gobernabilidad, 第1党の得票率が51%を割った場合でも、過半数の議席を与えられる)を強化して、過半数から過半数+ α に改正したものである。改正前よりも、得票率と比べて過剰代表性が強くなっている(得票率40%の際の261議席は全議席の52.2%, 改正前の方式では251議席で全体の50.2%)。1988年選挙で低落の著しかったPRIが将来においても議会を制するには不可欠の条項である。

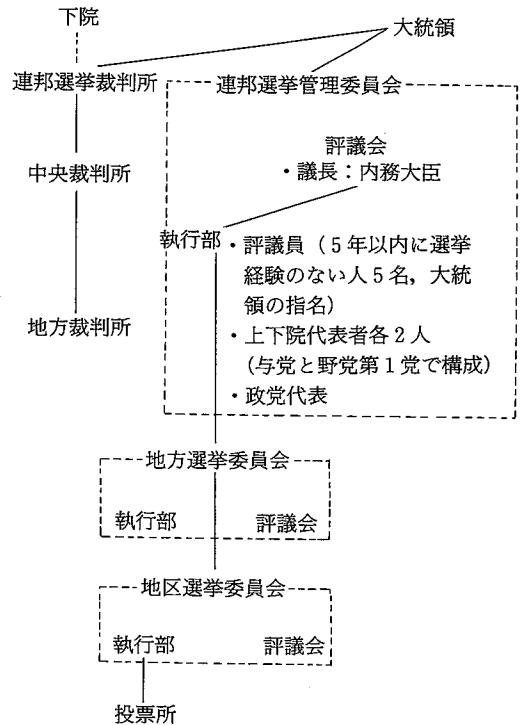
第2は、政府による選挙機関の統制が維持されたことである。改革はあったが、それは決して根幹に触れるものではなかった。改革としては、(1)連邦選挙管理委員会に参加する野党の代表が増えた、(2)選挙結果の異議申し立てを調査する連邦選挙裁判所(Tribunal Federal Electoral)の権限が強化され、その判定は議員の3分の2以上の賛成がないと覆せない、(3)新たに市民登録簿を作成する、などがある。だが、選挙機関全体として政府の統制が後退したとは言えない(第2図参照)。依然として選挙管理委員会は過半数以上が政府・与党の代表であり、その評議会議長は内務大臣である。また選挙裁判所のメンバーは、下院の3分の2以上の賛成が必要であるが、大統領が指名することになっている。

以上、選挙に関する憲法規定の改革では、政府・与党が権力を野党に譲る可能性を持つ選挙制度が作り出されなかった。この憲法改正に則って選挙法も改正され、1990年8月に新選挙法が成立した(La Jornada, 1990年8月15日)。

4 PRI改革

1928年にその前身ができて以来、与党の座にあ

第2図 1989年改正後の選挙機関



(出所) Alemán, R., "El Código Federal de Instituciones y Procedimientos electorales," *La Jornada*紙, 6周年記念特集号(1990年9月26日号付録), 15~16ページ。

るPRIは次の二つの特徴を持っている^{*10}。第1は「最上位の党员」(el máximo priísta)たる大統領を頂点とした縦の繋がりが強く、主として上から決定や統制がなされることである。たとえば、人事の面で次期大統領候補や党役員、場合によっては村長候補までを時の大統領が指名する。また、政策をめぐる党内議論は公開論争ではなく、指導層からの非公式な諮問がある場合もあるが、最終的には有力者による非公式交渉で決定される。上からの統制を受けて一般党员の政治的自由や参加は大きく損なわれている。第2は、党内が職能別に組織化されていることである。党员は労働、農民、一般の3部門のどれかに属している。各部門の指導層は、組織の代表としてその利益を主張するよりも、党中央や政府の代理人として下位者を

統制する場合が多い。この指導層は一般党員から離れて党中央や政府と密接に結びつき、その結びつきの中でさまざまな特権を享受している。特に労働部門の幹部は強大な勢力を誇っている。

この二つの特徴は同時に現在のPRIの問題点となっている。まず第1の特徴は、変化してきている民衆（この場合は特に党員）の正統性意識（第1節参照）と抵触を起こしている。大部分の党員からすれば、大統領を中心とした権威主義的決定方式は、もはや党員の意思にある程度かなった決定をしてくれるのではなく、その意思に反して決定を押しつける場合が多くなったのである。また第2の特徴は、内部組織の硬直化を招き、新たな社会勢力に対するPRIの対応を遅らせている。特権と既得権益をまもる指導層は党改革に反対して一般党員の反発を買う一方、独立的な職能組織や地域に根差した運動等近年活発化してきた社会運動や、経済発展の過程で生まれてきた都市中間層を十分党内に取り込めないばかりか、これらを拒否する場合もあり、結果的に党の勢力を減退させてきた。

PRI改革の試みはすでに1960年代からあるが、権限縮小を恐れる大統領の逡巡や各部門の指導層の反対があり失敗してきた経緯がある。そしてPRIにこのツケが回ってきたのが88年選挙だったのである。ある時、約50年間にわたりPRI労働部門の最高指導者の地位にあるF・ベラスケスが、「88年選挙において野党に投票することで、労働部門のメンバーが同部門に請求していた金を受け取った」と述べ（*La Jornada*, 1990年11月3日）、PRIが党員の要求を十分汲み上げていない点を間接的ながら認めたことがある。

1990年9月の第14回全国党大会へ向けて党改革の議論が本格化するのとは同年2月のPRI創立記念日にサリーナスが6点からなる党改革提案をしてからである。大統領は、(1)候補者の民主的選出、(2)あらゆる意見に開放的となること、(3)資金の出所を明確にすること、(4)地方組織の独立性、(5)新しい党員養成機関の設置、(6)地域的な勢力を統合する組織の必要性、を訴えた。なお、この記念式

典にはPRI内の反主流派（「批判的潮流」〔*Corriente Crítica*〕）が招待されなかったことは留意しておく必要がある（*La Jornada*, 1990年3月5日）。

この大統領提案を受ける形で開催された党大会で決議された主要な改革事項は、次の2点である（*La Jornada*, 1990年8月24日～9月5日）。第1は部門別組織の比重を減らしたことである。これは、(1)各部門に属する組織の構成員を一括して党員登録する慣行を禁止すること、(2)どの部門にも属さない個人の党員登録を認めること、(3)部門別組織と新しく創設する地域単位の組織との間で、党機関、総会、理事会、大会等における代表を同数とすること、(4)全レベルの党執行委員会にあった労働、農民、一般の部門局をなくすこと、等の点からなっている。

第2は、党の指導者や選挙候補者を選出する方法として予備選挙を取り入れたことである。まず党指導者の場合、党員はその組織に属する党員の5%の支持で独自の候補者を立てることができる。中央執行委員会が持っていた地方指導者の解任権は廃止され、指導者の選出や解任は各レベルの理事会や総会の責任となった。次に選挙候補者を選出する場合、村・地区レベルでは、その地域にある諸組織の理事会の25%、またその地域にいる党員の10%の支持が、州、連邦レベルでは理事会の30%、または党員の20%の支持があれば、各々予備選挙の候補者として登録できる。予備選挙は、村・地区レベルでは制度的に定められた党員への直接諮問方式で、州・連邦レベルでは民主的に選出された代議員大会方式で、実行される。ただし大統領候補の場合はこの限りでなく、中央政治評議会（*Consejo Político Nacional*）のみが党内候補者を登録できる。また、中央政治評議会は前記の予備選挙規定に例外を設けることができる。なお、一般部門の改革は全国大会とは別になされている。その活動を人口の3分の2が住む100都市に集中させ、職人、都市の低所得者、専門職者・知識人、その他の市民等に対して五つの組織化運動を行なうことを決定し、また、その名称を「全国一般組

織連合CNOP」から「運動する市民」(Ciudadanos en Movimiento, UNE)へと変えた(*La Jornada*, 1990年2月23日~26日)。

さて、以上の改革はPRIを従来よりも開放的にするものではある。たとえば地方レベルの予備選挙は立候補条件が比較的緩くなっており、より競争的になる可能性はある。だがこれでPRIが全体として民主化の道を着実に歩み始めたとは言えないことも事実である。第1に、部門別組織の比重は減少したとはいえ、まだ党の半分を部門別勢力が占めることになる。その中でUNEでは内部変革への意志が表明されて最高指導者の選挙も実施された(ただし形式的だったとの批判も内部にはある)が、他の2部門は旧態依然である。第2に、中央による統制がある程度緩和されたことから、地方の非部門別勢力において、権威主義体制を支えてきた地方の有力者が勢力を強める可能性がある。実際、党機関の各地域組織代表の中に「傑出した幹部」(cuadros distinguidos)という特別枠が設けられており、ここに旧部門別組織幹部が姿を変えて入ることができる。第3に、中央政治評議会の例外設定権限を通じて、選挙候補者選出過程に大統領が介入できる。また、次期大統領候補の選出に大統領が決定権を握っている状況に変わりはない。この点において大統領の統制が基本的に維持できる党制度に変化は見られない。

*10 Aguilar, 前掲書, 第4章。

おわりに

サリーナス政権前半に進められた政治改革の主要事例の検討を通じて、サリーナスの政治改革の意図は、政治のあらゆるレベルで民衆の参加を保証することで従来の政治体制全体を変えることなく、下位組織内部や地方レベルでの開放、競争性の拡大にあることを示してきた。改革後も、大統領や政府は政治を統制する従来の基本的手段を制度のうえで保持しており、全体から見ればサリーナスの政治改革は「自由化」にとどまっていて、

権威主義体制を根本的に変えるところまでは至っていない。つまりサリーナスは、下位組織や地方における開放性、競争性が政府の統制から外れることは認めていない。逆に言えば、サリーナスは政府が決定した枠内にとどまる限りにおいて、下位組織や地方での開放を従来以上に進めようとしているのである。これは、サリーナスの目標として研究者が指摘する「権威主義の現代化」(modernization of authoritarianism)^{*11}に他ならない。

しかし、サリーナスが期待しているように、より開放された下部ないし地方組織が、大統領や政府の許容する枠内に納まるとは限らない。下位組織や地方における従来以上の開放・競争性と、全体としての権威主義体制の維持の間には、常に多かれ少なかれ緊張関係が存在する。下位レベルである程度開放的となれば、もっと上位でも競争性を求める動きが出てくる。両者の間で緊張感が高まった時に、サリーナスはどのような反応を示すか。これに関しては1990年のPRI大会でのサリーナスの態度が示唆的である。この党大会のある場面において、大統領候補の党内選出を予備選挙で行なうことが提案された。ここでサリーナスは、「サリーナス主義が全てであり、それ以外は無である」、「道は自分が決める」との態度をとり、この提案を強く否定した(*La Jornada*, 1990年9月26日)。まさしくこの態度は、現代メキシコの権威主義体制成立の背景にある伝統的政治風土たる新トマス派の階層秩序観(人間の結社の中で国家を最も完全なものとして捉え、その頂点に立つ王や大統領に政治上の決定が最終的に帰着すべきであると考える)^{*12}と軌を一にしている。政治面における「現代化」政策の将来は決して楽観視できるものではない。

*11 Cornelius他編, 前掲書, 40~41ページ。

*12 Krauze, E., *Por una democracia sin adjetivos*, México, D. F., Joaquín Mortiz/Planeta, 1986年, 10~11ページ; Morse, R. M., *El espejo de Próspero: un estudio de la dialéctica del Nuevo Mundo*, México, D. F., Siglo XXI, 1982年, 49~66ページ。

〔付記〕 本稿は1990年度中南米総合研究事業の「90年代ラテンアメリカの政治変動と構造問題」研究会の成果の一部であり、1990年2月まで筆者が行なった調査に基づいている。

その後去る8日18日に予定どおり中間選挙が行なわれ、下院全議席(500議席)、上院定数の半数(32議席)、州知事6名、連邦区(メキシコ市)議会(66議席)が改選された。結果はいずれの選挙においてもPRIが支持を回復し勝利を収めた。下院選挙では、小選挙区制による300議席のうちPRIは290議席を獲得し(得票率61.4%「過剰代表条項」を発動する必要はなかった)、比例代表区と合わせて改選前の264から320に議席を大幅に増やした。逆に、PANと、88年大統領選挙でカルデナスを候補に立てた左派政党(PRD、社会主義人民党PPS、メキシコ真正革命党PARM)は議席を2桁減らしている。一方、上院選挙ではPRIが1議席増やして総数61議席とし、PANは初めて上院議員を1名誕生させたが、その分PRDは2議席を失った。また、州知事選ではすべてPRI候補が当選し、連邦区議会選挙でもPRI

が3分の2に近い議席を確保した。

PRIの得票が伸長した原因として考えられるのは、(1)好調な経済を好感した有権者がPRIに投票した、(2)PRI改革がある程度効果を発揮し有権者を引きつけた、(3)従来の(あるいは高度な)政府・与党の選挙干渉が行なわれた(グアナフアートの州知事選では、選挙管理委員会から当選を宣言されたPRI候補が、不正選挙の批判を受け、知事就任を辞退した)、等である。この中でどの要因が最も強かったのか(あるいはいくつか組み合わせあったのか)を判断するにはより詳細な研究が必要であるし、恐らく、地域によって異なると想像される。いずれにせよ、全体的印象としては、メキシコ人のある進歩的な知識人が選挙前に予想していたように、経済の安定化に満足した中間層の票がPRIに集まったようである。むしろ、このことはPRIを固く支持する人が1988年選挙当時と比べて増加した、ないしはPRIが政党として再生してきているということを自動的に意味するわけではない。

(むらかみ・ゆうすけ/在ペルー日本大使館専門調査員)